

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	日 署 名 地 (郵便番号) (注3)	署 名 者	告 示 日 告 示 番 号 (注4)
タジキスタン	第二次ボウシヤンベ国際空港整備計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン政府との間の交換公文	第二次ボウシヤンベ国際空港整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	356,000千円 H32.2.29日まで	H29.3.9 ボウシヤンベで (同日)	日本側 北岡元在タジキスタン大使 タジキスタン側 シロジツ デイン・アスロフ外務大臣	H29.3.23 104号
タジキスタン	ボウシヤンベ変電所整備計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン政府との間の交換公文	ボウシヤンベ変電所整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,190,000千円 H33.12.31まで	H29.3.9 ボウシヤンベで (同日)	日本側 北岡元在タジキスタン大使 タジキスタン側 シロジツ デイン・アスロフ外務大臣	H29.3.23 107号
タジキスタン	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	161,000千円 H36.12.31まで	H29.6.2 ボウシヤンベで (同日)	日本側 北岡元在タジキスタン大使 タジキスタン側 シロジツ デイン・アスロフ外務大臣	H29.6.15 212号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。